

第 1 章 都市計画マスタープランの概要

1. 計画改定の背景と目的

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、加古川市（以下「本市」という。）では、平成 9（1997）年 10 月の策定以降、概ね 5 年ごとに計 3 回の改定を行っています。

近年の都市計画では、平成 26（2014）年 8 月に都市計画特別措置法が改正され、立地適正化計画制度をはじめとする各種制度が創設されました。また、令和 2（2020）年 9 月の同法の改正では、激甚化・頻発化する自然災害に対応し、安全なまちづくりの推進を図るための「防災指針」の作成、魅力的なまちづくりの推進を図るための「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出や、居住エリアの環境向上に向けた支援制度などが創設されました。

このように都市計画を取り巻く環境が変化している中、本市においても人口減少や少子高齢化などに起因する様々な課題を抱えており、これらの課題に対応したまちづくりを進めていく必要があります。

以上のことから、「加古川市総合計画」「東播磨地域都市計画区域マスタープラン」などの上位計画の内容を踏まえ、「加古川市都市計画マスタープラン（以下「本計画」という。）」の改定を行います。

2. 計画の役割

（1）土地利用の規制や各種事業の都市計画決定・変更の指針

本計画に示す将来の都市像やまちづくりの基本目標は、個々の土地利用の規制や、各種事業の都市計画決定・変更する際の指針としての役割を担います。

（2）都市計画における相互調整

将来の都市像の実現を目指し、土地利用、道路網、公園・緑地や下水道などの施設整備、市街地整備や環境・景観の形成などのまちづくり事業、防災対策事業などについて、都市計画における各分野の相互調整の役割を担います。

（3）協働でまちづくりを進める指針

地域特性に応じた将来のまちづくりの目標などを明示し、その実現に向けて、行政、市民や事業者が協働でまちづくりを進めるための指針としての役割を担います。

3. 計画の目標年次

本計画は、概ね 20 年後の都市の将来像を展望した上で、令和 12（2030）年度を本計画の目標年次とします。

4. 計画の対象区域

本市は、行政区域の全域が東播都市計画区域の一部に指定されており、行政区域全域が本計画の対象区域となります。

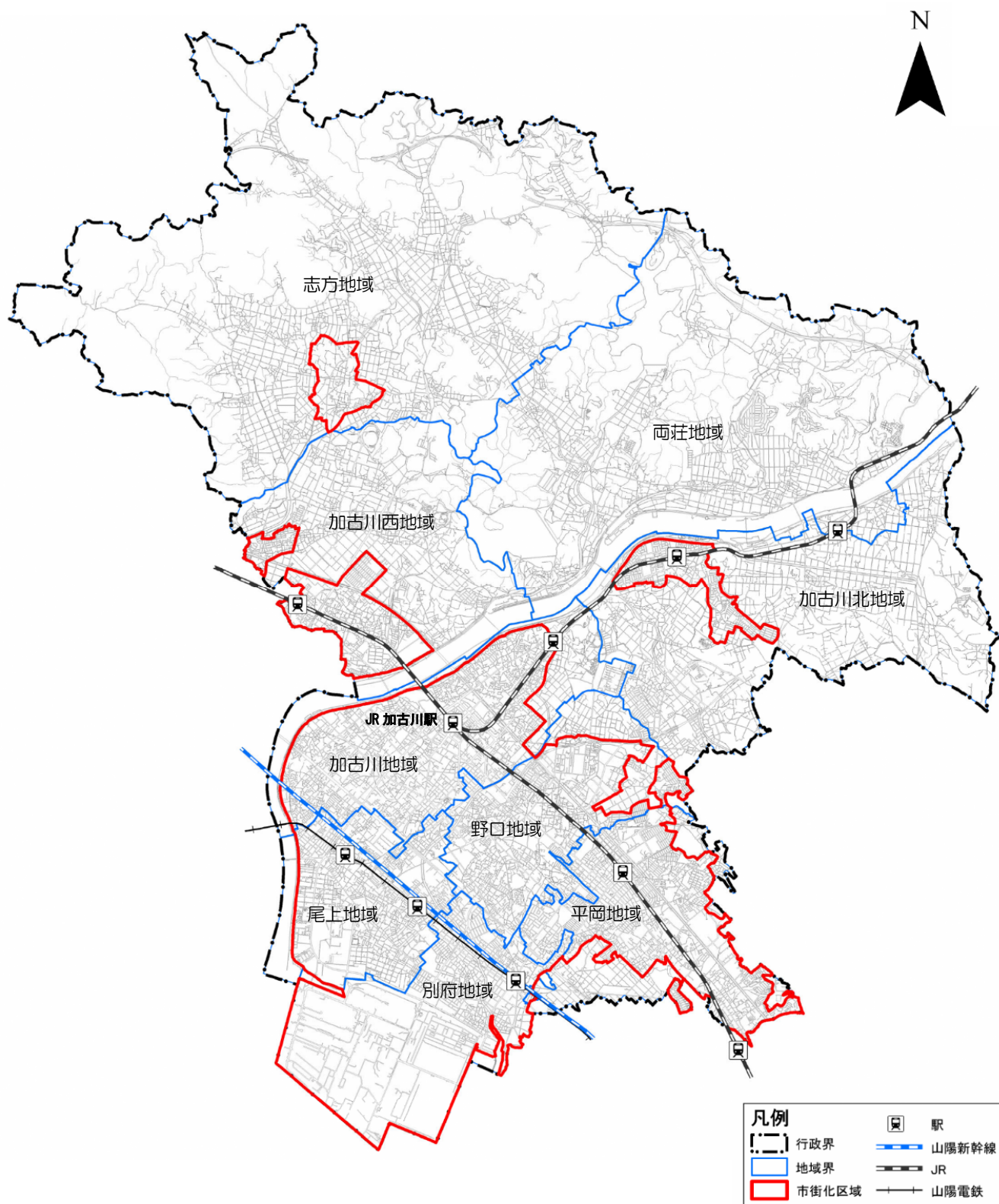


図. 計画対象区域

5. 計画の位置づけ

本計画は、都市計画法第 18 条の 2 の規定による「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものです。

本市の上位計画である「加古川市総合計画」「加古川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や、兵庫県が定める「東播磨地域都市計画区域マスタープラン」に即するとともに、多様な分野の関連計画とも整合・連携を図りながら策定することで、今後の個別の都市計画を行うための基本的な方針となります。

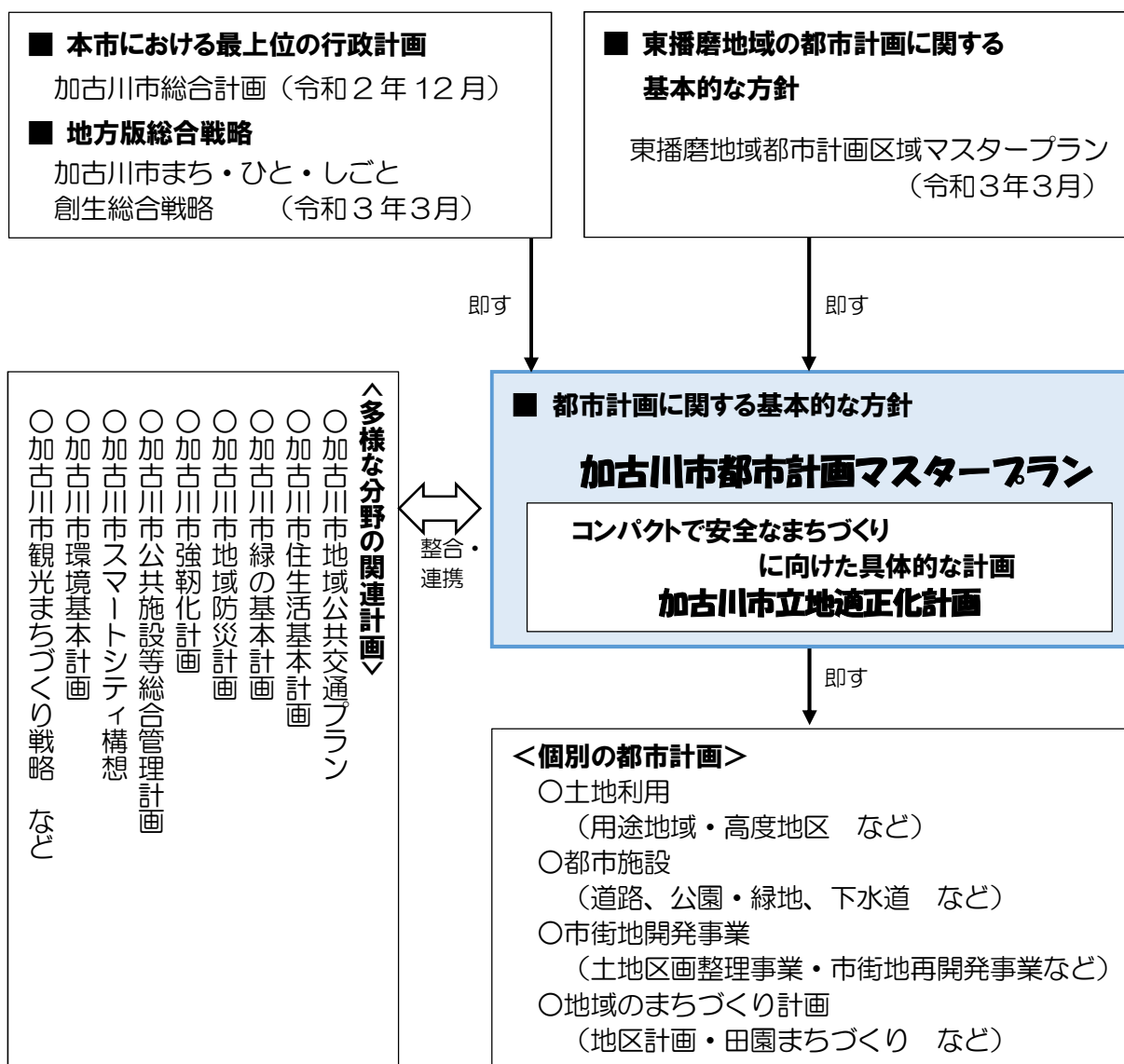


図. 都市計画マスタープランの位置づけ